

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

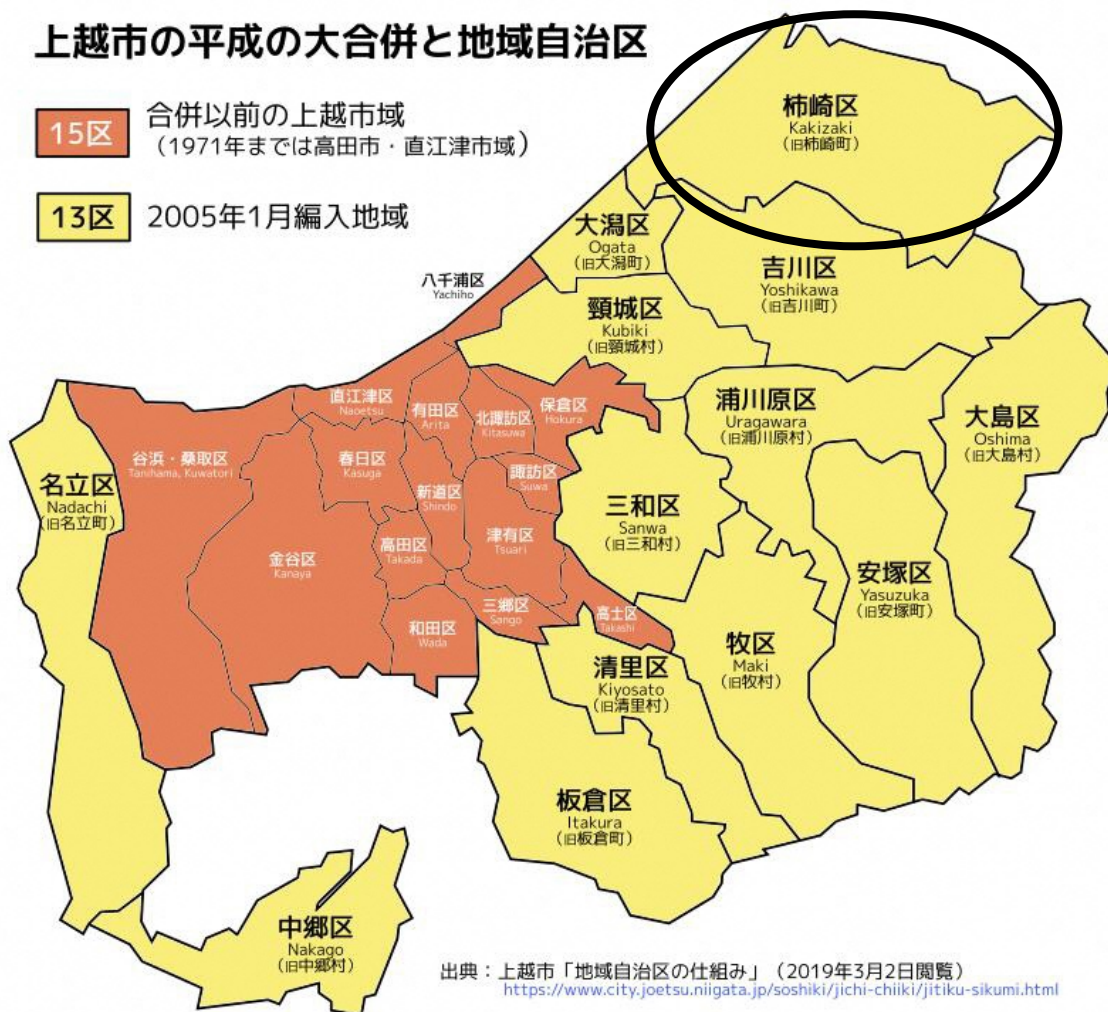
(1) 地域の概要

柿崎区は県の南西部、上越市の北端に位置し、柏崎市と隣接している。北側は日本海に面し、北東部は佐渡弥彦米山国定公園に含まれ、優雅な山容から「越後富士」とも呼ばれる霊峰米山を有しており、米山薬師は日本三薬師の一つと知られる。

また、古くから旧北国街道の宿場町として栄え、街中心部の浄善寺、浄福寺には浄土真宗の開祖親鸞にまつわる遺物があるほか、護摩堂の壁面彫刻で名高い密蔵院や、上杉謙信の四天王のひとりとうたわれる猛将柿崎景家の菩提寺で歴史的資料が多く保存されている楞嚴寺など、先人の遺徳を偲ぶ足跡がたくさん残されている。

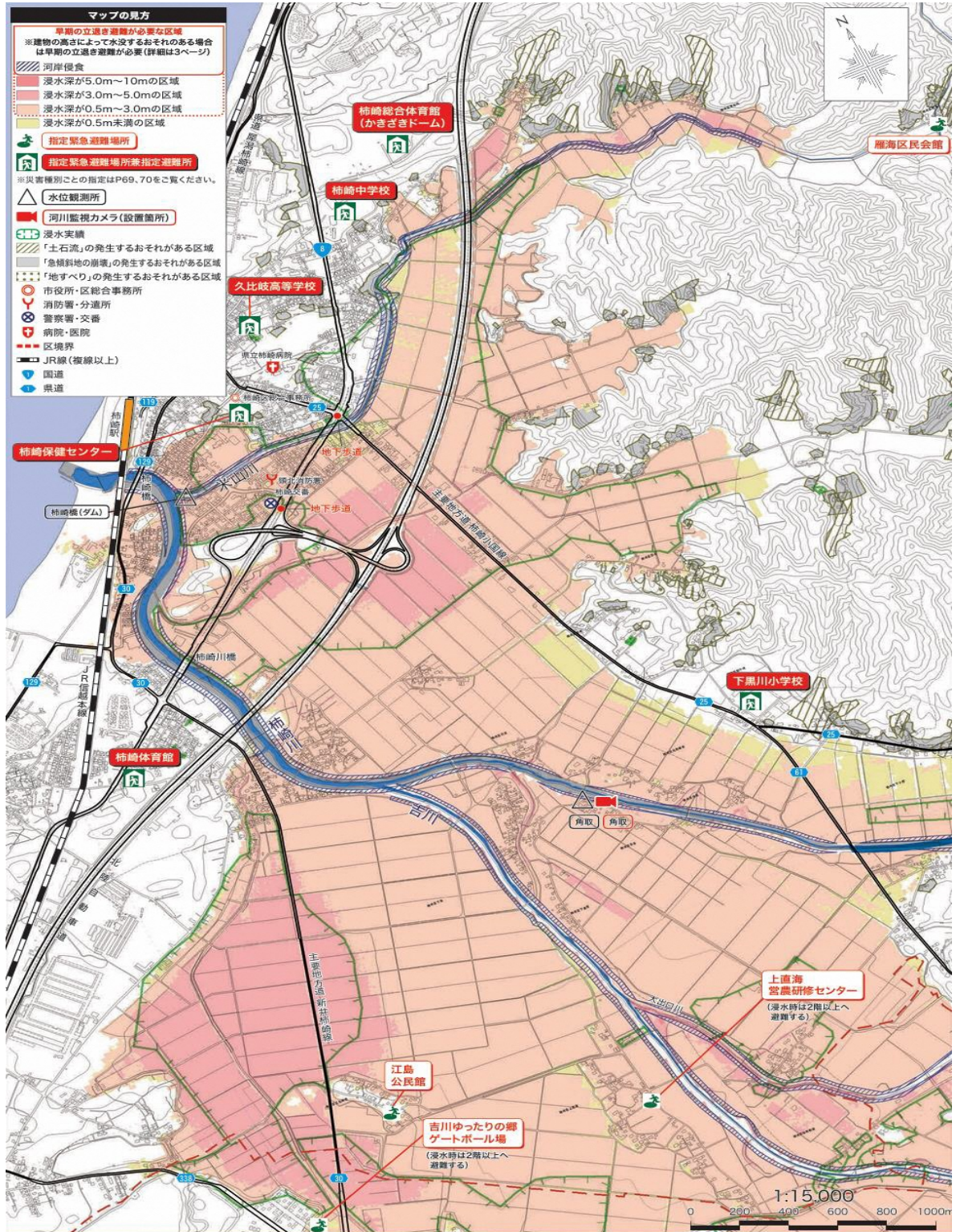
地域の南東部から西へ二級河川の柿崎川が流れ、主要交通網として海岸沿いに沿って信越本線、国道8号線と北陸自動車道が走っている。平成17年に旧上越市と近隣13町村が合併し新上越市へと編入されている。令和2年の国勢調査では、商工会地区である当区の面積は、85.39㎡(全市面積の8.7%)、人口が9,270人(全市人口の4.8%)となっているが、人口は減少の一途をたどっている。

上越市の平成の大合併と地域自治区



(洪水：ハザードマップ)

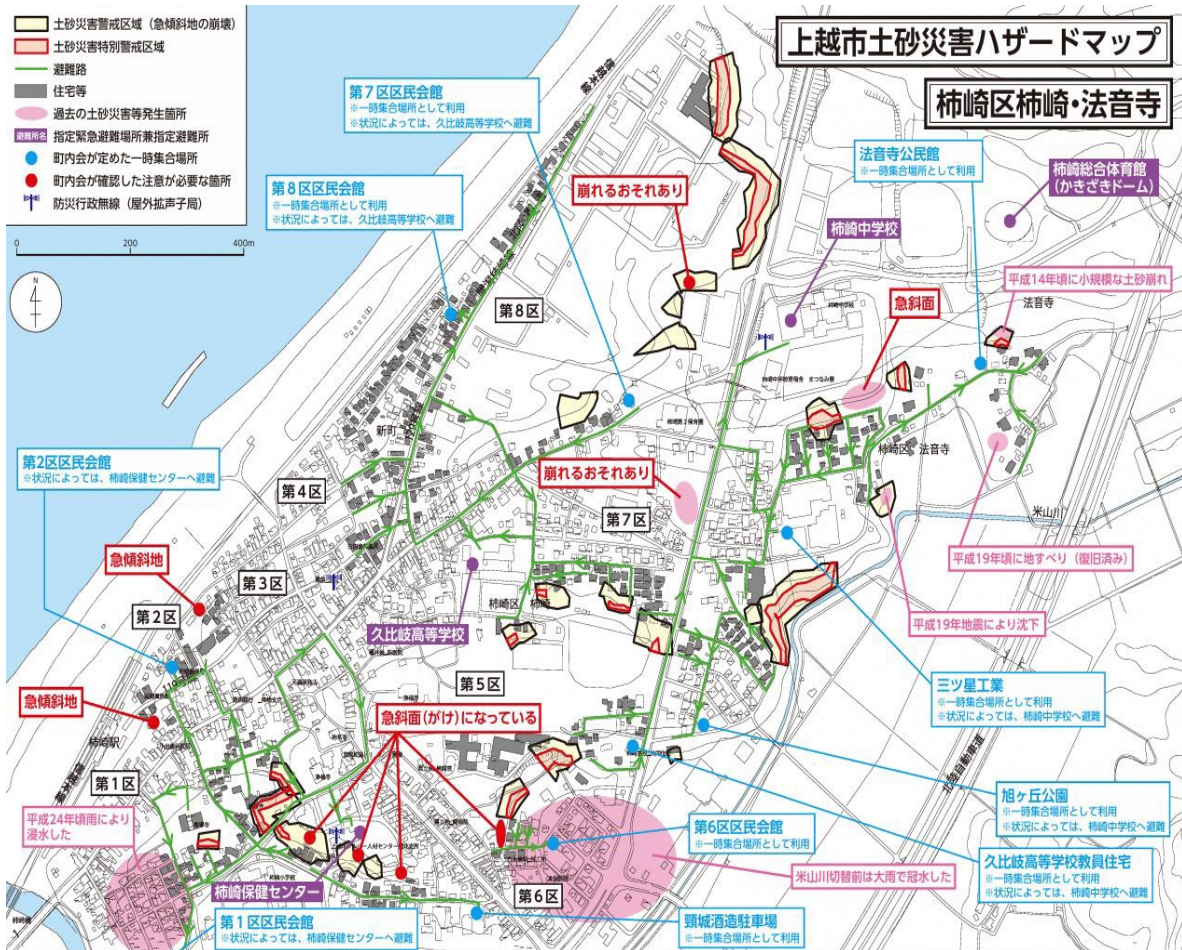
当市のハザードマップによると、当会が立地する南東部から西へ二級河川の柿崎川沿いに浸水地区が広く分布する。その他に柿崎川に合流する支流も含め浸水想定区域が存在するが、多くは土砂災害を含む複合的災害が想定されている。(柿崎区柿崎)



(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当地区の一部に大雨による冠水、浸水が生じるおそれがあるエリアのほか、急斜面（がけ）や崩れるおそれがあるエリアもある。

(柿崎区柿崎)



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で発生しており、世界的な大流行による国民生活への重大な影響が懸念されている。また、新型インフルエンザなどの新感染症は、国民のほとんどがウイルスに対する免疫を獲得していないため、全国的かつ急速なまん延により、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 355者
- ・小規模事業者数 310者

【内訳】

(R06.04.01 現在)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	97	93	地区内に広く分布
	製造業	35	21	地区内に広く分布
	卸売業	4	4	地区内に広く分布
	小売業	67	56	地区内に広く分布
	飲食店・宿泊業	31	30	地区内に広く分布
	サービス業	95	88	地区内に広く分布
	その他	26	18	地区内に広く分布

(商工会基幹システム企業カウントより)

(4) これまでの取組

1) 当市の取組

① 上越市地域防災計画の策定、防災訓練の実施

大規模災害に対応するため災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、上越市防災会議において上越市地域防災計画を策定している。地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編、原子力災害対策編、一般災害対策編の5編と資料編で構成されている。

災害発生時の防災活動を円滑に行うため、防災関係機関をはじめ、市民（要配慮者を含む）、自主防災組織、ボランティア団体、病院・社会福祉施設、協定先企業等が幅広く参加する防災訓練を原則として年1回以上実施する。

② 食料・生活必需品等の備蓄

不意の災害発生により、市民が備蓄品を持ち出せない場合を想定し、整備計画に基づき、指定避難所等において物資等を備蓄する。

災害時の必需品のうち、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい発電機や暖房器具等の品目は、市での備蓄に努める。

備蓄物資は、極力指定避難所等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して配布・使用できるようにする。また、備蓄を行うに当たっては要配慮者、女性、さらに食物アレルギー患者等の食事に配慮する。

③ 上越市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザに係る対策について、平成18年8月に「新型インフルエンザ対策指針」を作成している。平成21年10月、それを具体化して「上越市新型インフルエンザ対策行動計画」を作成した。また、特措法第8条の規定により、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、従来の行動計画を見直し、新たな「上越市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成している。

2) 当会の取組

① 事業者BCPに関する国の施策の周知

中小企業・小規模事業の災害発生時の備え・必要性について、BCP計画の策定と運用に関する情報を広報媒体会報誌等でのPRや相談窓口にてチラシ・パンフレットの設置・配布などを行い、防災知識の普及啓発・周知を行っている。

②事業者BCPセミナーの周知

新潟県商工会連合会主催や関係機関で開催されるBCP関連セミナーについて、管内事業所へ周知し中小企業・小規模事業者の防災意識の普及啓発・推進を行っている。

③損保会社と連携した損害保険への加入促進

会員の災害による多種多様なリスクに対応するため、休業補償保険制度やビジネス総合保険制度、業務災害保険制度などへの加入促進を行っている。また、新潟県火災共済協同組合と連携して、事業者の火災共済や自動車共済、所得補償共済等の加入促進を行っている。

④防災備品の備蓄

積雪がある場合に備えスコップや軍手の用意があるほか、業務やイベント開催の関係で、ヘルメットや簡易食器やカセットガスボンベ並びにガスコンロ、ポリ袋、ライターなどの備蓄はあるが、肝心の非常食等の備蓄はない。

⑤当会館が実施する防災訓練へ参加

年1回行われる火災訓練を実施し、職員が参加している。

II 課題

危機管理マニュアルは作成済みであるが、日常の確認や訓練が無いため自然災害等の緊急時の取組体制は十分ではない。職員数は少なく、さらに人事交流により地元職員は少ない状況である。日常での事前対策訓練並びに行政や関係機関との連携体制の確認が必要である。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 平成26年に制定した「柿崎商工会危機管理規定」や平成28年に策定した「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクやその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

平成26年に制定した「柿崎商工会危機管理規定」を策定。また、平成28年に策定した「商工会危機管理マニュアル」については、令和3年に一部修正している。本計画との整合性を整理して、商工会としての「事業継続計画」を今後策定する。

3) 関係団体等との連携

関係団体等、政府系・民間金融機関、損害保険会社等との共催にて普及啓発セミナーや、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等に関する個別相談会など、普及啓発に繋がる事業を連携して行う。

4) フォローアップ

- ・ 上越市と上越市商工会連絡協議会（市内の商工会で組織している。）で定期的に災害発生時に速やかに応急対策等を取組める体制の状況確認や改善点について協議する。
- ・ 上越市及び政府系・民間金融機関、損害保険会社等と連携して、小規模事業者のBCP等策定支援、取組状況の確認にあたる。

5) 当該計画に係る訓練の実施

当会館を所有しているため、年1回の火災訓練を実施しているが、自然災害を想定した連携体制についても検討していく。また、商工会理事会でも災害時の連絡体制等について定期的に確認する。

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否確認を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、上越市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

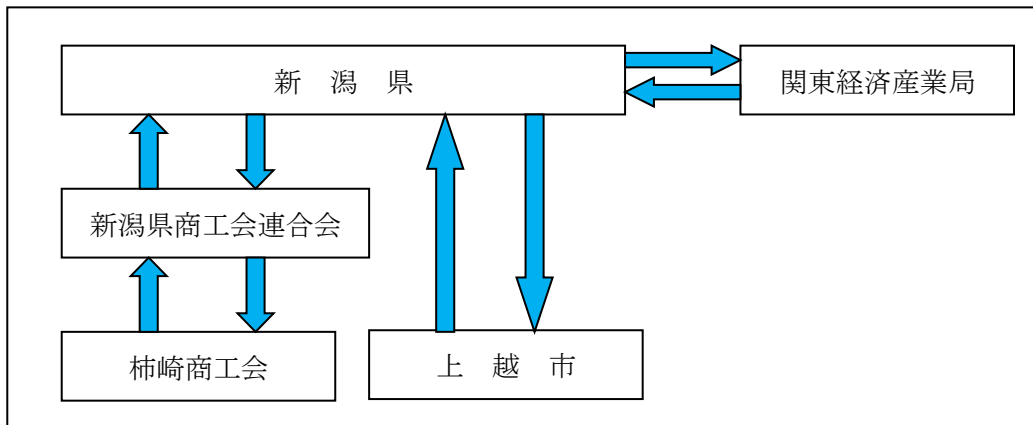
発災後～1週間	1日に最低1回共有する
1週間～1ヶ月以内	1週に2回共有する
1ヶ月以降	1週に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「上越市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発生時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

< 連絡ルート >



< 4. 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、上越市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
商工会災害対策本部と同様に考え基本的には当会事務所に設置し、事務所が被災し使用できない場合は、次の場所に相談窓口を設置する。
第1候補：上越市立柿崎地区公民館
第2候補：上越市柿崎保健センター
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地域内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

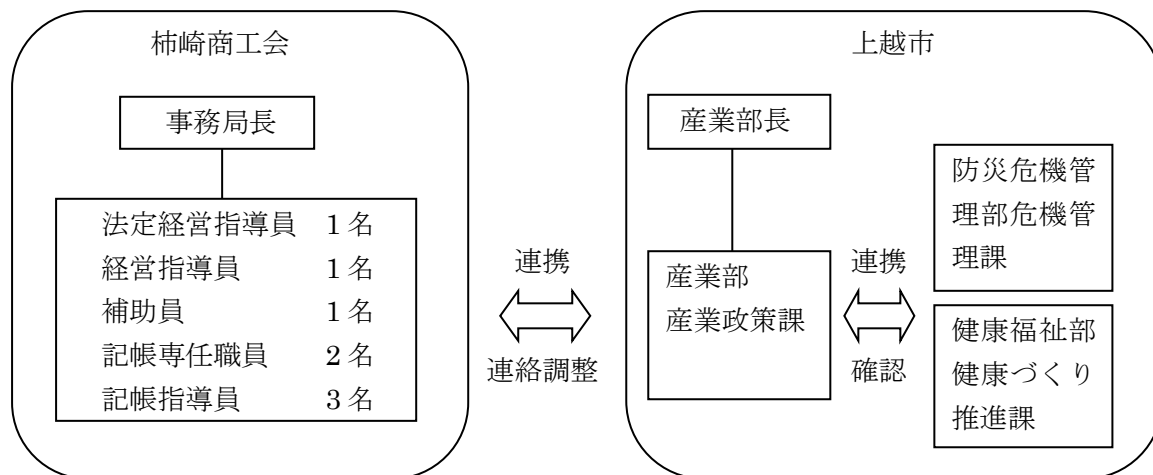
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

【実施体制図】



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 保坂 敏雄 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①柿崎商工会 経営支援室

〒949-3216 新潟県上越市柿崎区柿崎 6090-1

TEL : 0 2 5 - 5 3 6 - 2 5 3 1 / FAX : 0 2 5 - 5 3 6 - 4 4 9 4

E-mail : kakizaki@shinsyoren.or.jp

②上越市役所 産業部産業政策課

〒943-0805 新潟県上越市木田1-1-3

TEL : 0 2 5 - 5 2 0 - 5 7 2 9 / FAX : 0 2 5 - 5 2 0 - 5 8 5 2

E-mail : sangyou@city.joetsu.lg.jp

・柿崎区総合事務所// TEL : 0 2 5 - 5 3 6 - 2 2 1 1 / FAX : 0 2 5 - 5 3 6 - 2 2 2 7

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	66	66	66	66	66
・協議会運営費	34	34	34	34	34
・セミナー 開催費	66	66	66	66	66
・パンフ、チラシ 作成費	110	110	110	110	110
・防災、感染症 対策費	24	24	24	24	24

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、上越市補助金、新潟県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
< 該当なし >
連携して実施する事業の内容
< 該当なし >
連携して事業を実施する者の役割
< 該当なし >
連携体制図等
< 該当なし >